

【参考】3R推進事業奨励金制度の概要（R2年度は実施見送り）

本制度は、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用を推進する事業（以下「3R推進事業」という）を積極的に取り組む自治・町内会に対して奨励金を交付する制度です。

例年では、奨励金の交付を申請する団体は、6月末までに3R推進に関する事業計画書を、年度末までに実施した事業の実績報告書を提出していただきます。

3R推進事業奨励金制度における奨励金交付対象事業及び交付金額は次のとおりです。

【対象事業】

- 1 市職員を講師としたごみ施策等の説明会
- 2 自治・町内会員による3Rに関する勉強会
- 3 3Rを推進するイベントの実施
- 4 3Rを推進する独自の啓発
- 5 クリーンステーションに関する定期的な指導及び啓発
- 6 生ごみの減量に関する勉強会及び独自の啓発
- 7 生ごみ処理機に関する勉強会及び独自の啓発

【交付金額】

自治・町内会の世帯数	奨励金の交付額	
	世帯割 ※200世帯 ごとに1万円	実施回数割（1回あたり） ※2事業以上の実施必須 交付の上限は4回まで
200世帯以下	10,000円	3,000円
201世帯以上400世帯以下	20,000円	
～	～	
2,001世帯以上2,200世帯以下	110,000円	
2,201世帯以上	120,000円	